

～町の役割～

すべての町民や事業所及び職員に基本的理念を浸透させ、施策の実施にあたっては、町民、事業所等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。
また、庁内組織の充実及び推進体制の整備に努めます。
さらに、「伊奈町男女共同参画推進協議会」の意見等を参考にしながら推進します。



～地域団体・事業所等の役割～

地域団体・事業所は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努めることをその役割とします。

～町民の役割～

町民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。

第2次伊奈町男女共同参画プラン (概要版)

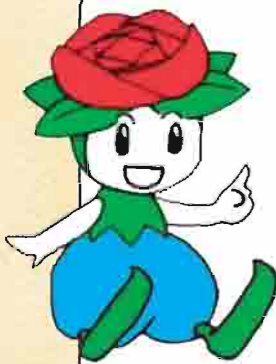
発行/伊奈町

編集/人権推進課

〒362-8517 伊奈町大字小室9493

TEL 048-721-2111 (代表)

発行年月/平成24年3月



第2次伊奈町男女共同参画プラン



私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の一層の進展、経済の長期低迷と閉塞感の高まり、情報通信の高度化、家庭形態の多様化等、絶え間なく変化しています。

このような状況の中、町民一人ひとりが幸せに生きるために、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、性別や世代にとらわれず、その個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

平成22年11月に本町が行った「男女共同参画社会に関する町民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識がいまだに根強く残っていることや社会の様々な分野での男女間の格差がうかがえ、さらにドメスティック・バイオレンス*(DV)など、人権を侵害する問題も生じています。

こうした現状を踏まえて、伊奈町の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会形成への施策を継続的に推進するため、「第2次伊奈町男女共同参画プラン」を策定しました。

* ドメスティック・バイオレンス(DV):配偶者や恋人からの暴力のこと。主に暴力の被害者は多くの場合女性で、女性の人権を著しく侵害する社会的問題となっています。(身体的な暴力だけでなく、精神的、性的暴力も含まれます。)

計画年度 平成24年度～平成33年度

伊奈町

喜びと責任をわかちあい、豊かな男女共同参画社会をつくる 「まずは、できることから始めよう!思いやりで育む男女共同参画社会」

基本目標

1 男女の人権の尊重と男女共同参画意識づくり

人権が尊重される男女共同参画社会を形成するため、啓発、広報活動を図ります。また、男女共同参画社会を実現するためには、性別だけでなく一人の人間として人権が尊重され、社会のあらゆる分野に参画することが、より住み良い社会を目指します。男女平等教育・学習の環境づくりを推進します。



2 あらゆる分野における男女共同参画の場づくり

仕事と家庭生活、地域活動の両立を支援するため、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の形成を促進します。

また、誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。



3 互いに尊重し含める「こころとからだ」づくり

生涯を通じて、心身ともに健康で、男女の性差に配慮した健康の保持・増進体制を推進します。

また、災害時には女性や高齢者、障害者など弱い立場の方への配慮が必要なことから、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。



4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者やパートナーなどの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害です。本町では、DV被害は顕著には出ていないものの、潜在的にあることも考えられるため、あらゆる人権侵害や暴力の根絶に向けた取り組みを強化します。

基本目標4は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(改正DV防止法)」第2条の3第3項に基づく基本計画(DV対策基本計画)として「第2次伊奈町男女共同参画プラン」と一体的に策定するものです。



施策の方向性

1 男女共同参画に向けた意識づくり

2 一人ひとりを大切にする教育・学習の推進

1 働く場における男女共同参画の支援

2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

3 あらゆる分野における方針決定過程への男女共同参画

1 生涯を通じた健康づくりの推進

2 男女共同参画の視点に立った防災対策

1 暴力の防止と被害者支援

今後の取り組み

1. 固定的な性別役割分担意識に基づく社会の慣習やしきたりの見直し
2. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
3. 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供
4. あらゆる人権の尊重



1. 男女平等を推進する学校教育の充実
2. 男女平等を推進する家庭教育の充実
3. 男女平等に向けた社会教育の充実
4. 男女の自立と多様な生き方を可能にする教育・学習機会の充実

1. 働く場における男女平等の推進
2. 女性が能力を発揮できる就業の支援



1. 子育てへの社会的支援
2. 高齢者等への社会的支援
3. 仕事と家庭・地域活動の両立しやすい職場環境の整備促進
4. 男女の地域活動への参画促進

1. 町の審議会などへ女性が参画しやすい環境の整備
2. 町職員の男女共同参画の推進
3. 農業・商工自営業にたずさわる女性の経営参画と地域社会への参画促進

1. 生涯を通じた男女の健康の保持増進意識の浸透・啓発
2. 生涯を通じた男女の健康支援の充実



1. 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画



1. 暴力などの発生を防ぐ環境の整備
2. 被害者に対する支援体制の充実

